

● 新型コロナウイルス感染症による出席停止期間報告書 ●

- 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、学校へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、以下の2つの条件が全て満たさなければ登校できません。
(出席停止扱いとなります) ※学校保健安全法施行規則第19条

①発症した後、5日を経過している。

両方の条件が必要です

②症状が軽快した後、1日を経過している。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

- この報告書に必要事項を記入し、登校する日に学校へ提出してください。

※医療機関で記入してもらう必要はありません。

※2つの条件が満たされず登校した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

【記入例】

発症した後、最低5日間は登校できません								
例	日付	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過
例 1	症状が軽快した日に○ (1日目に軽快)		○ (軽快)	1日目 (軽快後)				登校可能
例 2	症状が軽快した日に○ (2日目に軽快)			○ 1日目				登校可能
例 3	症状が軽快した日に○ (3日目に軽快)				○ 1日目			登校可能
例 4	症状が軽快した日に○ (4日目に軽快)					○ 1日目		登校可能
例 5	症状が軽快した日に○ (5日目に軽快)						○ 1日目	登校可能

症状が軽快した後、1日を経過するまで登校できません

※その後は、症状が軽快した日によって出席停止日が延期されていきます

出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

<受診した医療機関>

<受診日>

年 月 日

発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に○								
出席停止期間	出席停止期間(最低)						症状軽快後1日を経過するまでは出席停止	

伊丹市立 松崎中 学校

年

組

児童生徒氏名()

保護者名()